

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年（2026年）1月5日

札幌市長 秋元克広

記

1 契約担当部局

札幌市建設局みどりの推進部及び各区土木部（別表1のとおり）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称 別表1の2（発注業務名）のとおり

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和8年3月15日から令和9年3月14日まで

ただし、特別緑地保全地区等総合維持管理業務（その1）及び（その2）、市民の森等総合維持管理業務は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、ダム園地等総合維持管理業務は令和8年4月1日から令和8年11月30日までとする。

(4) 入札方法 上記（1）に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格等

(1) 入札参加資格

入札に参加しようとする者は次に掲げる条件に該当する者でなければならない。  
特定共同企業体で参加する場合には、原則として契約の相手方となる特定共同企業

体の代表者及び他の構成員すべてがアからエまでの要件を満たす必要がある。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「公園街路樹等管理業」に登録されており、札幌市内の事業所を登録していること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申し出がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づき当該業種等の再認定を受けていること。）。

ウ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を、入札参加申請書提出時及び第2回一般競争入札参加資格審査委員会開催時に受けていないこと。

エ 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（イに掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

## （2）参加形態

一般競争入札の参加は、単体又は札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務特定共同企業体取扱要綱（平成24年1月17日環境局理事決裁。以下「共同企業体要綱」という。）に規定する特定共同企業体とし、別表1の2のとおり業務ごとに参加形態を指定する。

## （3）経験及び資格による制限

ア 街路樹管理を含む業務の代表者（特定共同企業体または単体）は、当該業務に係る告示日の属する年度の直前5カ年度以内に札幌市発注の街路樹管理を含む同様の業務を履行完了した者、又は、当該業務に係る告示日の属する年度の直前5カ年度以内にさっぽろ連携中枢都市圏を形成する市町村が発注する街路樹管理を含む維持管理業務を履行完了した者であること。

※さっぽろ連携中枢都市圏を形成する市町村…札幌市と近隣11市町村（小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町）

イ 街路樹管理を含む業務の構成員（特定共同企業体または単体）の中で、一般社

団法人日本造園建設業協会の認定する「街路樹剪定士」資格者を有すること。また当該業務に有資格者を一人以上専任させ、当該地区に専任した者は、札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務の複数の地区との兼任を認めないものとする。

ウ 街路樹管理を含まない業務については、受注経験の有無及び「街路樹剪定士」資格者の有無は問わない。

エ 公園の巡視を含む業務の構成員（特定共同体又は単体）は、一般社団法人日本公園緑地協会及び一般社団法人日本公園施設業協会が共催する、平成26年度以降のJPFA-SP-S:2014に基づいた「遊具の日常点検講習会」を受講した者、または一般社団法人日本公園施設業協会認定の公園施設点検管理士、公園施設点検技士のいずれかの資格を有する者を各社有すること。また当該業務に有資格者一人以上専任させ、当該地区に専任した者は、札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務の複数の地区の兼任を認めないものとする。

オ 公園の巡視を含まない業務については、「遊具の日常点検講習会」を受講した者、または上記エの資格を有する者の有無は問わない。

カ 受託者以外の者の作業により発生した刈草等の運搬を含む業務の構成員（特定共同体又は単体）は、事業系一般廃棄物（伐採物・抜根等）収集運搬の許可を受けている者が一者以上含まれていること。

キ 受託者以外の者の作業により発生した刈草等の運搬を含まない業務については、事業系一般廃棄物（伐採物・抜根等）収集運搬の許可の有無は問わない。

#### (4) 同一業務への入札参加制限

次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### (5) 特定共同企業体の結成方法

- ア 構成員の数は、2者、3者又は4者とする。
- イ 構成員の要件は、一般競争入札の参加資格を有する者とする。
- ウ 結成方法は、任意の組合せによる。ただし2以上の特定共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。
- エ 構成員の中から主任技術者を1人配置する。
- オ 各構成員の出資の割合は、均等割の10分の3以上でなければならない。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回ってはならないが、同じ割合であることを妨げるものではない。
- カ 発注業務の契約の相手方となった特定共同企業体は、当該業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができないものとする。ただし、発注業務の契約の相手方にならなかった場合には、当該業務の委託契約が締結されたときまでとする。

#### (6) 主任技術者及び現場代理人の配置

- ア 主任技術者及び現場代理人を各々1人配置しなければならない。
- イ 主任技術者は現場代理人と兼任することができる。
- ウ 主任技術者は、造園に関する技術者とし、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハの要件を満たすものとする。
- エ 主任技術者は、本市が発注する総合維持管理業務及び指定管理者総括責任者の兼任はできない。
- オ 主任技術者の常駐は、必ずしも各現場に求めるものではないが、緊急時においては、速やかに対応できる体制にあることが必要である。

## 4 入札参加申請書及び入札書の提出方法等

### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記1に同じ。

また、札幌市公式ホームページ内「公園・みどり」の入札情報のページ(<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/ippan-koubo/index.html>)においてもダウンロードすることができる。

なお、契約に関する条項等は、札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務一般競争入札方式様式集に定める様式（様式13、様式14及び様式15）による。

## (2) 入札参加申請書の受領期限

入札に参加しようとする者は、以下の期間中に一般競争入札参加申請書及び関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

令和8年1月6日（火）から令和8年1月29日（木）16時30分まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く9時30分から12時及び13時から16時30分）

## (3) 入札参加申請書の提出場所及び提出方法

各業務の契約担当部へ持参（別表1の1及び別表1の2のとおり）

## (4) 入札書の提出方法

紙入札方式による「直接投函」又は「事前の持参又は送付による提出」とする。

## (5) 入札書の提出場所及び受領期限

ア 提出場所 別表1の1及び別表1の2のとおり

イ 受領期限

直接投函の場合 別表1の2に記載する入札日時

事前の持参又は送付の場合 別表1の3のとおり

## (6) 開札

入札終了後直ちに上記(5)-アの場所にて行う。

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、事前の持参又は送付による入札をした者がおり、直ちに再度入札を行うことができない場合、その業務においては、別表2の日時にて、再度入札（第1回）を行う。

また、再度入札（第1回）の開札においても、同様となった場合、別表3の日時にて、再度入札（第2回）を行う。

上記の再度入札を行う場合、契約担当部より、その業務の入札者全員に再度入札を行う旨を通知する。

# 5 入札手続等

## (1) 入札保証金 免除

## (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 「個人情報取扱安全管理基準」の適合の確認

個人情報の取扱いがある業務については、本市が定める「個人情報取扱安全管理基準」に適合しているかを確認するため、落札者は、「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要な書類を添付して、速やかに提出すること。

(8) 詳細は入札説明書による。